

令和5年度 那賀町議会議員視察研修報告書

- 日時：令和5年11月8日（水）～令和5年11月10日（金） 3日間
- 研修地：滋賀県大津市 全国市町村国際文化研修所
- 研修名：令和5年度 市町村議員研修「1年目議員のために」
- 参加議員：亀井 伸幸、重 陵加

【考察】

本研修では、現行の自治制度における議会の位置づけや役割などの制度上の基本的事項、地方議員の権能や制約、留意すべきことなどについて、講義だけでなく意見交換・発表などを交えて理解を深めた。また、今日の地方議会の課題を認識し、今後を展望した地方議会の活性化や議会での答弁の在り方、他の参加者からの意見、町民の方たちへの情報発信の在り方などを学んだ。今までボンヤリしていた部分がかかなり明確になったと共に、同じ志を持った仲間と、地元での活動や悩みについて交流会で共有できたことも大変良かった。お互いに驚くようなそれぞれの議会での違いもあり、ヒヤヒヤするようなエピソードも満載で、とても良い出逢いとなった。

3日間の研修で、私は一番2日目の本橋謙治氏の講義が特に興味深く、受け身だけの講義とは違い、グループワークや発表などがあって、とても有意義な研修となった。あまり大きくない規模の地方自治体の議員同士で、政務調査費の有無からその運用の違い、報酬の差、悩みなど、沢山の意見交換にもなった。今回学んだことや研修を通して築いたネットワークを存分に活用し、今後の議会活動に活かしていく所存です。

那賀町議会議員 亀井 伸幸

市町村議会議員研修「1年目議員のために」の議員研修を受け、議員は、行政の監視役であることが最大の役目であると理解した。二元代表制については、これが日本の地方自治、ひいては民主主義の根幹をなす仕組みであることがおさらえられた。また、地方自治法、そして憲法が、議員が議員たる根拠であるということもわかった。これらをしっかりと軸に持って、これからの議員活動を行っていきたいという気持ちを強く持った。

議員は、法律に根拠をもって行動しなければならない。ただし法律家（弁護士や裁判官）とは役目が違う。政治とは、この国あるいは自治体の未来を描く仕事であって、実務を行う行政に対し、修正すべきところは修正し、足りない情報を補い、必要があれば立法し（条例を提案し）、よりよい国づくりまちづくりを誠実に目指す営みである。民主主義の利器を私たちはすでに得ているのだから、これを十分に使いこなさなければならない。そのためには多方面にわたってますます勉強する必要がある。

ほかの自治体の議員との交流では、逆に自分の議会の公開度や改革度が伺えて大変興味深かった。那賀町議会のこれまでの歴代の先輩議員たちの議会改革の取組のおかげで、土壌が耕されたところに議員活動をスタートできた幸運を認識した。小さな町の小さな議会といえども大変画期的な取り組みをしているのだと、自信を持つことができた。

那賀町議会議員 重 陵加